

平成30年

第1回日向市議会(定例会)議案

3月16日

日 向 市

も く ろ く

議案第43号	副市長の選任について	1
議案第44号	日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	2
議案第45号	平成29年度日向市一般会計補正予算（第8号）	5
議案第46号	平成30年度日向市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>第1条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>第1条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同</u></p>

2 前項の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつ

じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の

て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第6条の6及び第17条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第6条の6及び第17条において同じ。)以外の世帯 21,600円

(2)・(3) [略]

前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第6条の6及び第17条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第6条の6及び第17条において同じ。)以外の世帯 21,600円

(2)・(3) [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年3月16日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

平成29年度 日向市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度日向市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 231,577 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,742,777 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月16日 提出

日向市長 十屋 幸平

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,364,175	140,800	5,504,975
	2 国庫補助金	1,277,048	140,800	1,417,848
18 繰入金		1,983,919	77	1,983,996
	2 基金繰入金	1,983,914	77	1,983,991
21 市債		5,060,701	90,700	5,151,401
	1 市債	5,060,701	90,700	5,151,401
歳入合計		32,511,200	231,577	32,742,777

(一般会計)

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,023,680	118,977	7,142,657
	1 総務管理費	6,476,805	118,977	6,595,782
8 土木費		2,952,260	112,600	3,064,860
	2 道路橋りょう費	557,571	52,600	610,171
	5 都市計画費	1,904,625	60,000	1,964,625
歳 出	合 計	32,511,200	231,577	32,742,777

(一般会計)

第 2 表

繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	[H29国補正]地震・津波防災施設整備事業	118,977
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業 (国補正対応分)	8,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	[H29国補正]財光寺南部住環境整備事業 (社会資本整備総合交付金)	31,800
8 土木費	2 道路橋りょう費	[H29国補正]幡浦地区住環境整備事業 (社会資本整備総合交付金)	20,800
8 土木費	5 都市計画費	[H29国補正]財光寺南土地区画整理事業 (防災・安全交付金)	20,000
8 土木費	5 都市計画費	[H29国補正]駅周辺土地区画整理事業 (防災・安全交付金)	40,000

第 3 表

地 方 債 補 正

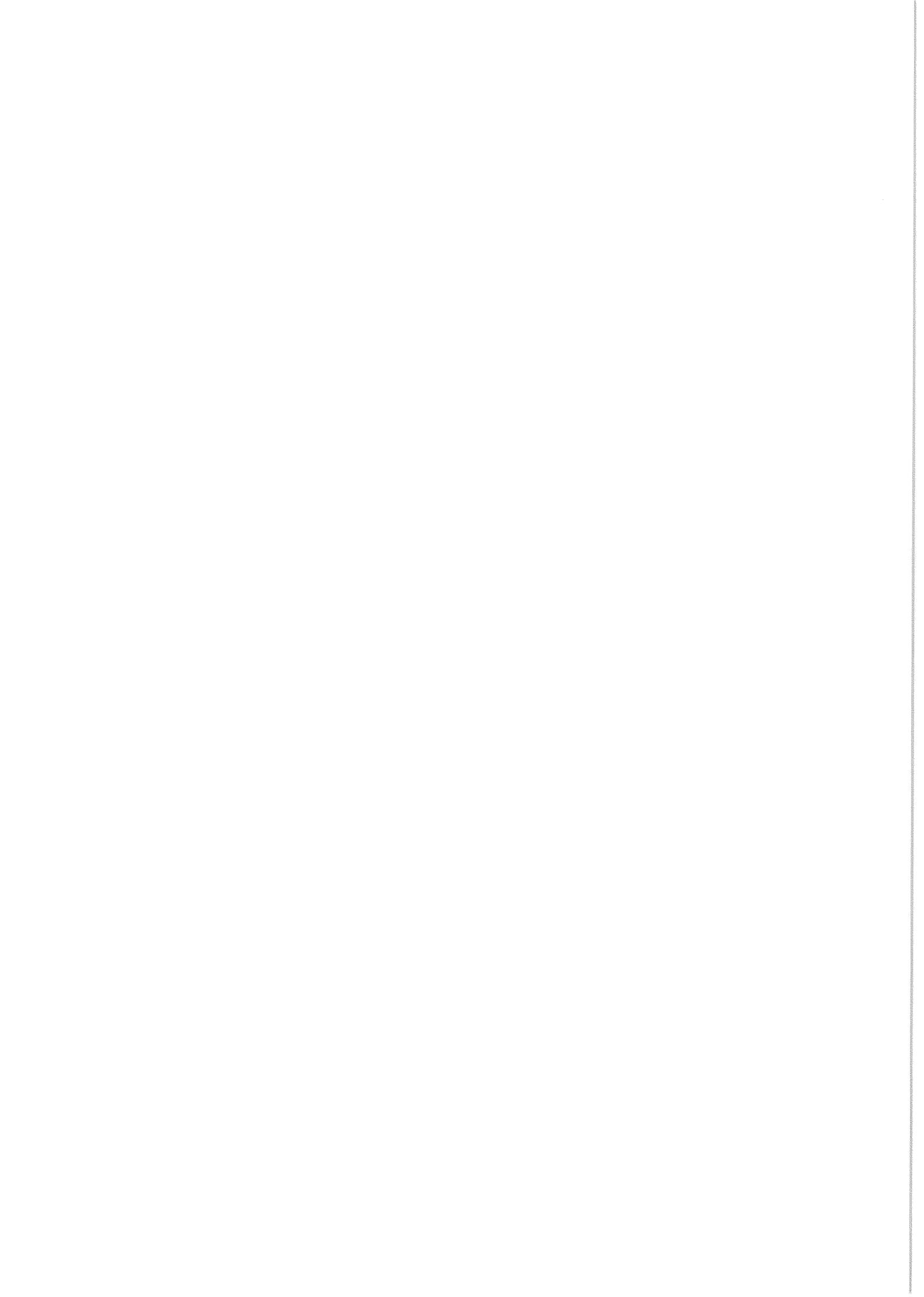
(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災施設整備事業資金	146,000	証書借入 または 証券発行	年 5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の資金については、その債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
道路新設改良事業資金	116,000			
土地区画整理事業資金	366,600			
計	5,060,697			

起 債 の 目 的	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災施設整備事業資金	186,100	補正前に 同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
道路新設改良事業資金	139,600			
土地区画整理事業資金	393,600			
計	5,151,397			

平成29年度

日向市一般会計補正予算に関する説明書



歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	360,117	78,800	438,917
(防災推進課)	329,000	78,800	407,800
5 土木費国庫補助金	690,201	62,000	752,201
(建設課)	139,314	29,000	168,314
(市街地整備課)	527,419	33,000	560,419
計	1,277,048	140,800	1,417,848

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

1 基金繰入金	1,983,914	77	1,983,991
(財政課)	1,543,132	77	1,543,209
計	1,983,914	77	1,983,991

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

1 総務債	3,151,100	40,100	3,191,200
(財政課)	3,151,100	40,100	3,191,200
6 土木債	844,500	50,600	895,100
(財政課)	844,500	50,600	895,100
計	5,060,701	90,700	5,151,401

(単位：千円)

節		説明		
区分	金額			
3	総務管理費補助金	78,800	1 社会資本整備総合交付金（防災・安全） 工事費等 $26,991,000円 \times 2/3 = 17,994,000円$ $88,914,000円 \times 2/3 = 59,276,000円$ $3,060,000円 \times 1/2 = 1,530,000円$	78,800
1	道路橋りょう費補助金	10,400	1 社会資本整備総合交付金（幡浦住環境整備事業） $20,800,000円 \times 1/2 = 10,400,000円$	10,400
2	都市計画費補助金	18,600	1 社会資本整備総合交付金（財光寺南部住環境整備事業） 工事費等 $16,200,000円 \times 2/3 = 10,800,000円$ $15,600,000円 \times 1/2 = 7,800,000円$	18,600
2	都市計画費補助金	33,000	1 防災・安全交付金（財光寺南） $20,000,000円 \times 5.5/10 = 11,000,000円$ 2 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金） $40,000,000円 \times 5.5/10 = 22,000,000円$	11,000 22,000

1	基金繰入金	77	1 公共施設整備等資金積立基金繰入金	77
---	-------	----	--------------------	----

1	総務管理債	40,100	1 防災施設整備事業債	40,100
2	道路橋りょう債	23,600	1 道路新設改良事業債	23,600
4	都市計画債	27,000	1 土地区画整理事業債	27,000

歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
13 災害対策本部費	529,371	118,977	648,348	118,977	
(防災推進課)	529,371	118,977	648,348	118,977 (内訳) 国庫支出金 78,800 地方債 40,100 その他 77	
計	6,476,805	118,977	6,595,782	118,977	

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

3 道路新設改良費	215,948	52,600	268,548	52,600	
(建設課)	209,614	52,600	262,214	52,600 (内訳) 国庫支出金 29,000 地方債 23,600	
計	557,571	52,600	610,171	52,600	

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

2 土地区画整理事業費	1,017,025	60,000	1,077,025	60,000	
(市街地整備課)	954,791	60,000	1,014,791	60,000 (内訳) 国庫支出金 33,000 地方債 27,000	
計	1,904,625	60,000	1,964,625	60,000	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	47,700	[25] 防災体制の充実	
15 工事請負費	13,000	02 災害に強いまちづくり	118,977
17 公有財産購入費	58,277	(18) [H29国補正]地震・津波防災施設整備事業	118,977

13 委託料	5,700	[33] 生活の質を高める都市基盤の整備	
15 工事請負費	43,800	01 良好な住環境の整備	52,600
22 補償、補填及び賠償金	3,100	(22) [H29国補正]財光寺南部住環境整備事業(社会資本整備総合交付金)	31,800
		(23) [H29国補正]幡浦地区住環境整備事業(社会資本整備総合交付金)	20,800

15 工事請負費	60,000	[33] 生活の質を高める都市基盤の整備	
		01 良好な住環境の整備	60,000
		(24) [H29国補正]財光寺南土地地区画整理事業(防災・安全交付金)	20,000
		(25) [H29国補正]駅周辺土地地区画整理事業(防災・安全交付金)	40,000